

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（国土交通省）

<p>制 度 名</p>	<p>独立行政法人 4 研究機関（交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所）の統合等に伴う税制上の所要の措置</p>			
<p>税 目</p>	<p>所得税、法人税、地価税、登録免許税、消費税、印紙税</p>			
<p>要 望 の 内 容</p>	<p>「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）に基づく 4 研究機関（交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所）の統合等に伴い、税制上の所要の措置を講ずるための財務大臣の指定等を行うこと。 4 研究機関の統合等は平成 23 年 4 月 1 日を目途としており、そのための法案は、次期常会に提出する予定。</p> <p>【関係条文】 所得税法第 11 条第 1 項 法人税法第 2 条第 5 項、第 4 条第 2 項 地価税法第 2 条第 5 項、第 6 条第 1 項 登録免許税法第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項 消費税法第 60 条第 4 項 印紙税法第 5 条第 2 号</p> <table border="1" data-bbox="1015 898 1489 987"> <tr> <td data-bbox="1015 898 1222 987"> <p>減収見込額 （平年度）</p> </td> <td data-bbox="1222 898 1489 987"> <p>—</p> </td> </tr> </table>		<p>減収見込額 （平年度）</p>	<p>—</p>
<p>減収見込額 （平年度）</p>	<p>—</p>			
<p>新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由</p>	<p>(1) 政策目的 交通安全環境研究所を存続法人として海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所及び電子航法研究所を統合することにより（名称は「運輸技術総合研究所」（仮称）に変更する予定）、我が国の運輸分野の中核的研究拠点として、運輸モード横断の総合的研究開発機能を活かし、運輸分野の政策課題への即応力を強化するとともに、国の行政ニーズを技術面で支えることを目的とする。また、統合に際して交通安全環境研究所の業務の一部（自動車審査業務・リコール技術検証業務）を引き継ぐ自動車検査独立行政法人についても、引き続き、自動車の安全確保・環境保全という国の行政ニーズを実務面で支えることを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 「独立行政法人整理合理化計画」に基づき 4 研究機関が統合又は業務が移管された後の「運輸技術総合研究所」（仮称）及び自動車検査独立行政法人において、法人の運営が効率的に行われるためには、国の機関や他の研究型独立行政法人及び従前の 4 研究機関と同様、引き続き極めて高い公益性を有する法人として、税制上の所要の措置を講ずる必要がある。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性</p> <p>①租税特別措置等の背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか 4 研究機関は全額国出資であり、統合後の研究所もそれを承継し、全額国出資の法人となる。統合後の研究所が行う研究開発は、運輸モード全般の安全・環境の技術基準や港湾の整備や防災等、行政が必要とする技術を対象とするものであり、これらは今日においても重要性、公共性は極めて高い。</p>			

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>統合後の法人の運営が効率的に実施されるためには、他の国の業務を引き継いだ独立行政法人と同様、引き続き、現行と同等の税制上の措置を講ずる必要がある。</p> <p>②租税特別措置等の政策実現に向けた手段としての「有効性」が認められるか</p> <p>税制上の措置を講ずることにより、現行は4研究機関において実施されている安全・環境の技術基準や港湾の整備や防災等に必要な技術の研究開発を、引き続き、限られた予算の中で効率的に実施することが可能である。</p> <p>仮に税制上の措置を講じない場合には、研究に必要な予算が不足し、独立行政法人の使命である行政に対する技術的支援が不可能となり、安全・環境等の政策実現に支障が生じる。</p> <p>③租税特別措置等に補助金等他の政策手段と比して「相当性」が認められるか</p> <p>税制上の措置に代えて、補助金等他の政策手段による場合は、これらの独立行政法人において税務処理、納税等の事務が発生する上に、国においても補助金の予算措置、交付等手続きが発生することとなり、非効率的である。</p> <p>なお、他の国の業務を引き継いだ独立行政法人には、同様の税制上の措置が講じられている。</p>	
<p>今回</p>	<p>政策評価体系における位置付け</p>	<p>政策目標 1 1 ICTの利活用及び技術研究開発の促進 施策目標 4 3 技術研究開発を促進する</p>
<p>の要望に</p>	<p>政策の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>関連する</p>	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>—</p>
<p>する事項</p>	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>る</p>	<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>	<p>地方税要望（道府県民税、事業税、不動産取得税、自動車税、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、自動車取得税、事業所税、都市計画税）</p>
<p>事項</p>	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>—</p>

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
これまでの租税特別措置	政策の達成状況	—
	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	—